

視察報告書

埼玉県入間市

東京都足立区

令和 5 年 1 月 26 日（木）～27 日（金）

松阪市議会
環境福祉委員会

令和 5 年 1 月 31 日

松阪市議会議長 山本 芳敬 様

環境福祉委員会
委員長 沖 和哉

令和 5 年 1 月 26 日（木）から 1 月 27 日（金）の間、行政視察を実施しましたので下記のとおり報告いたします。

記

1. 参加者

【環境福祉委員会】 委員長 沖 和哉、 副委員長 松本一孝、 奥出かよ子、
橘 大介、 殿村峰代、 米倉芳周

2. 視察先及び視察事項

(1) 埼玉県入間市 （1 月 26 日）

ヤングケアラー支援について

- ① ヤングケアラー支援条例制定の経緯
- ② 条例制定による効果
- ③ 条例による環境づくりの具体的事例
- ④ ヤングケアラー相談の実績と課題
- ⑤ ヤングケアラーの把握と家庭への介入・支援

(2) 東京都足立区 （1 月 27 日）

ごみ屋敷対策事業について

- ① 足立区生活環境の保全に関する条例制定の経緯
- ② 条例施行による効果とこれまでの実績と課題
- ③ ごみ屋敷原因者への支援と留意する点

3. 対応者

(1) 入間市

入間市議会	副議長	内村	忠久
こども支援課	課長	木下	義幸
	主幹（児童相談担当）	町田	秀紀
	副主幹（保健師）	亀田	由紀子
議会事務局	主幹	小林	知子



(2) 足立区

生活環境保全課	課長	志田野	隆史
	係長（ごみ屋敷対策係）	小野田	嗣也
足立保健所	中央本町地域・保健総合支援課		
	課長	田口	仁美
	係長（地域保健係）	関根	依香
足立区社会福祉協議会	基幹地域包括支援センター		
梅島・島根地域課	課長	吉清	健太郎
足立区議会事務局	係長（調査係）	田代	宏司



研修項目 1

1. ヤングケアラー支援について

(1) ヤングケアラー支援条例制定の経緯

① 埼玉県のカアラ―支援の取組み

埼玉県によるケアラー支援条例が令和 2 年 3 月 31 日施行され、ヤングケアラー実態調査が同年 7 月～9 月に実施された。

② 令和 2 年 10 月 杉島市長の就任に伴う公約

「来てよし、住んでよし、働いてよしのまち・入間」を合言葉に、ケアラーの事態把握を行い、相談体制を確立するとともに、学校等との連携も含め支援体制を構築するため、条例制定を目指す。

③ 埼玉県のカアラ―支援条例を受けて

入間市によるヤングケアラー実態調査（令和 3 年 7 月）、実態調査報告書（同年 10 月）を行い、結果、国、県の調査と概ね同様にヤングケアラーが存在することが明らかになる。

④ 条例制定に向けて周知・啓発を実施

実態調査結果を受けて、高校生・中学生・小学生に周知、啓発を目的に令和 4 年 1 月パンフレットを埼玉県が配布し、続いて一般向けにリーフレットが配布（令和 4 年 1 月埼玉県配布・6 月厚生労働省配布）される。入間市としては、小学生・中学生保護者へ令和 4 年 7 月チラシを配布、また、同月 24 日に新聞折り込みチラシ市民向けとして配布を行う。

また、同時に市HPへの掲載やヤングケアラー支援研修会、講演会の実施、出前講座も実施し、周知・啓発に取り組む。

⑤ 条例制定へ向けての整備体制の構築

令和 3 年 12 月 1 日に相談窓口の設置を行い、ヤングケアラー支援マニュアル作成。教育機関、児童福祉、生活支援、高齢者福祉、障がい者福祉等、各部局との関係機関との調整会議を立ち上げ、適時、会合を実施する。

⑥ 条例制定

ヤングケアラー支援条例（案）のパブリックコメント（令和 4 年 2 月～3 月）を経て、令和 4 年 6 月議会にて上程、可決、7 月 1 日より施行される。

(2) 条例制定による効果

- 庁内での調整、連携が取りやすくなり、関係機関との協力が得られやすくなったことは、大きな前進である。
- 事業者、関係団体、市民への周知が図られている。
- 負担軽減に必要な措置や財政上での措置、及び予算の確保がし易くなる。
- ヤングケアラーコーディネーターの採用や研修会の参加が可能となる。
- 学校等は発見しやすい立場にあり、早期発見が可能となる。
- 市の責務、保護者の役割、学校の役割、地域住民の役割、関係機関の役割がそれぞれ、明確になり支援が積極的に実施できる。
- 本人の意向を尊重しつつ支援を行うことを重視することが明確となる。

(3) 条例による環境づくりの具体的事例

- 適時な庁内関係部署との会議を開催。
- 学校・関係機関との連携強化。
- 連携体制の整備。
 - ・ 地域における支援体制の整備、公的サービス以外の創出・拡充と提供への体制づくりの検討。
 - ・ ヘルパー派遣事業、ヤングケアラー支援コーディネーターの配置。
 - ・ 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会への参加。

(4) ヤングケアラー相談の実績と課題

- 実績としては、46 件の相談があった。
- 課題については、本人や保護者からの相談が少ないことと、本人、保護者からの支援拒否があること。
- 個人情報の取り扱いの難しさ。
- ヤングケアラーから若者ケアラー支援への移行。

(5) ヤングケアラーの把握と家庭への介入・支援

①入間市のヤングケアラーの存在

- ・ 小学4～6年 2,480人、中学1～3年 1,907人、高校1～2年 834人、小学1～3年の担任・養護教諭 56人 合計 5,277人を対象にアンケート調査を実施し、52.6%から回答を得る。
- ・ 小学生の 5.7%。中学生 4.1%、高校生 4.8%にヤングケアラーの存在が明らかになる。

②ヤングケアラーの内容

- ・ ケア内容は、きょうだいのケア、家事全般、身の回りのケア等、日常生活に直結した内容となる。

- ・ ケア理由としては、小学生は、自分の意思で、中学生は仕事等で多忙な親の代わりに必要に迫られての結果となる。

③把握方法

- ・ 相談担当者が各学校、各施設等をまわり、関係づくりの強化を図ること
で、情報収集を行う。
- ・ 小中学校にてスクリーニングを実施。

④家庭への介入・支援状況

- ・ 学校・民生児童委員・主任児童委員・埼玉県社協・支援相談員とに連携
にて介入・支援方法を模索し、実行する。まずは、定期的に会って話を
することから始める。
- ・ こども居場所団体等、ピアサポートとの情報交換や学習サポート等伴走
的な支援が必要。
- ・ 課題を抱える家庭は支援を求めづらいとの認識にて対応する。

2. 所感

令和 2 年に就任された入間市長の公約として、令和 4 年 7 月に施行された「入間市ヤングケアラー支援条例」は、約 2 年間の綿密な準備計画が実行され、制定された経緯は納得のいくところであった。

国や県での実態調査に加え、市独自で綿密な実態調査をされたことは驚いた。その調査結果から得られた事項をもとに関係部署との連携を図り、方向性を示したことは、環境整備にも大いに役立ったと確信する。

条例が施行されて、月日は満たないが、46 件の相談があり、それら案件の支援に向けて行動していることは、条例を制定した大きな意義があったものと考ええる。

しかし、一方では、相談内容やヤングケアラーの家庭を考慮すると、ただ、ケアラーの諸問題だけではなく、その課題のある家庭に潜むであろう、貧困・引きこもり・障がい者・虐待等の問題も重層的に存在する。

このことに対してもヤングケアラー問題だけではなく、重層的に支援する体制が求められるのではないかと思う。そのことに関して担当者に問うと、ヤングケアラー問題は、単一的なものではなく、複合的に作用していると認識しており、それらに向けて体制を整えているとのことであった。

入間市の研修を終えて、松阪市においてもヤングケアラーに限らず、介護も含めた諸々の事案に対しての重層的支援が求められている。

昨年、7 月より実施された、地域 3 か所の重層的支援相談のモデル事業においても、今後、重層的支援体制の全市的拡大と強化が早急に求められるのではないかと考える。

加えて、入間市が独自で行った小中学生、高校生の実態調査は画期的な事案であり、松阪市においては、その点は把握されていない現状において、今後、一考する必要があるのではないかな。

(3) 入間市ヤングケアラー支援条例
(別紙)

研修項目 2

1. ゴミ屋敷対策事業について

(1) 生活環境の保全に関する条例制定の経緯

①平成 22 年度 都市建設部「道路・建築観察 P T」

ビューティフル・ウインドウズ運動（まちをきれいにして犯罪を抑制する）
における問題点の整理

ごみ屋敷、不法投棄、老朽危険家屋、空き家の管理など

②民有地に関する苦情の総合窓口を設置

平成 24 年度 生活環境調整担当課（ごみ屋敷、空き地の総合窓口）
→生活環境に関する苦情の現場対応を開始

③平成 2 8 年度 生活環境保全課へ

●平成 2 5 年

生活環境の保全に関する条例

足立区モデル（全国初）

「そこに住む居住者を支援し、再発防止に取り組む」

(2) 支援内容

①庁内連携による生活再建支援

福祉・衛生・包括支援センターなどとのケース診断会議にて、生活支援メニューの作成と計画的なサポートを実施

②町内・自治会などのボランティアへの支援

ゴミ出しや分別に協力していただける団体へ、必要物品の貸与及び支給・謝礼の交付

- ③上記支援での解決が困難な場合の支援
区が委託業者により直接実施し、依頼者に求償しない。
原則、1事案につき1回のみ 上限100万円

(3) 条例施行による効果とこれまでの実績と課題

①ごみ屋敷対策の現状から見える課題

- ごみや樹木・雑草等の放置
 - 悪臭や害虫などの発生・放火の恐れ
- 道路へのはみ出し
 - 通行への障害や交通事故の誘発
- 空き家・空き地の不適切な管理
 - 不法投棄、防火、防犯上の不安
- 近隣に及ぼす影響・近隣との関係悪化
 - 孤立化・孤独化

●おせっかい行政（足立区モデル）

- 上記の課題に対して
 - ごみ屋敷原因者の生活再建（支援）に重点を置き、各関係機関と連携し、粘り強く取り組む

②ごみ屋敷ごとに、複数の原因が混在

- セルフネグレスト、精神障害・障害発達、ごみ屋敷の収集癖、他社との接触拒否、生活困窮、高齢・認知症、障がい、土地建物の権利問題

●ごみ屋敷に至った要因に選択と集中を行う

- 優先度をつけて取り組む
 - ・緊急性
 - ・苦情の多さ
 - ・改善度
 - ・原因者の意識

●相談件数

- 平成24年4月に総合窓口を開設
- 当初25件の事例を引き継ぎ、これまで1,036件の相談などに対応（令和4年9月末 現在）

ごみ屋敷の解決率	84.6%
対応継続中	68件
指導等により解決	968件

(4) ごみ屋敷原因者への支援と留意する点

①解決に向けた糸口

高齢者

→高齢福祉、介護などの関係機関と連携

移動世代

→貧困や障害を抱える場合は、保健センターや福祉事務所と連携

母子世帯

→子どもの健全育成が優先

②ごみ屋敷対策相談委託事業

医療ニーズ、とりわけ精神的な問題を抱える一定数存在し、交渉の困難さから長期化している。ごみ屋敷未解決事案48件中26件は精神疾患、発達障害の診断・疑い、認知症。医療的なケアを行うことにより、未解決の事案に対しても対策を行っていく。

2. 所感

松阪市は今年の4月から『松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する条例』、通称『ゴミ屋敷条例』が施行される。それにあたって、平成24年からこの事業に取り組まれている足立区の先進的事例を学び、今後どのような課題があるのかを研修した。

ゴミ屋敷の再発防止を行うのが課題である。ゴミを撤去しても、悪化するケースはよくある。足立区の場合は、過去一度も行政代執行は行わず、コミュニケーションに重きを置き、時間や手間がかかるが、対象者宅に何度も通い、人間関係を構築してから、撤去の方向に持っていった。平成24年から今日までの対応件数が、受付297件に対して250件を解決済みとのことで、多くの事案を解決された。

また、新しい取り組みとして、ごみ屋敷対策相談委託事業を検討としている。この問題は、精神的な問題を抱える一定数が存在し、交渉の困難さから長期化している。未解決事案48件中26件は精神疾患、発達障害の診断・疑いや認知症である。医療的なケアを行うことにより、未解決の事案に対しても解決を目指す。

先進事例の研修を生かし、本年4月から施行される条例を円滑に進めていきたい。

○入間市ヤングケアラー支援条例

令和 4 年 6 月 27 日
条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ヤングケアラーの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、学校、地域住民等及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーの支援に関して基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって社会全体で子どもの成長を支えるための環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を無償で提供する 18 歳未満の者をいう。
- (2) 地域住民等 地域の住民並びに地域で活動を行う団体及び事業者をいう。
- (3) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、児童福祉等に関する業務を行い、その業務を通じてヤングケアラーに関わる機関をいう。

(基本理念)

- 第 3 条 ヤングケアラーの支援は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長及び自立が図られるように行われなければならない。
- 2 ヤングケアラーの支援は、市、保護者、学校、地域住民等及び関係機関がそれぞれの責務や役割を果たすとともに相互に協力しながら一体的に取り組まなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、前条の基本理念に基づき、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。
- 2 市は、ヤングケアラーの支援を推進するため、保護者、学校、地域住民等及び関係機関と連携しなければならない。
- 3 市は、ヤングケアラーに関する情報の集約、調査及び関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じた支援を講じなければならない。

(保護者の役割)

- 第 5 条 保護者は、本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者の世話等の責任を子どもが負うことによる心身への影響に気付き、配慮できるよう、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、子育ての第一義的責任があることを認識し、子どもの意向を尊重しつつ、年齢や発達に応じた養育に努めるものとする。
- 2 保護者は、本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者の世話等の責任を子どもに負わせないよう、家庭が抱える困難に応じた支援を求めることができる。

(学校の役割)

- 第 6 条 学校は、ヤングケアラーと認められる子どもに対し、その意向を尊重しつつ、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。
- 2 学校は、ヤングケアラーからの教育や福祉に関する相談に応じる体制を整備するとともに、市及び関係機関と連携して適切な支援に努めるものとする。

(地域住民等の役割)

- 第 7 条 地域住民等は、ヤングケアラーの支援の必要性について理解を深め、ヤングケアラー及びその家族が孤立することがないように十分に配慮するとともに、市が行うヤングケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

- 第 8 条 関係機関は、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーに対し、その意向を尊重しつつ、健康状態及び生活環境の把握、適切な支援機関への案内その他必要な支援に努めるものとする。
- 2 関係機関は、市が行うヤングケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(早期発見)

- 第 9 条 市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとする。

(ヤングケアラーの支援)

- 第 10 条 市は、ヤングケアラーが安心して生活できるよう、ヤングケアラーが担っている過度な家事や家族等身近な者の世話等の負担を軽減するための必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、ヤングケアラーの教育機会の確保が図られるよう、必要な施策を講じなければならない。

- 3 市は、地域における様々な社会資源を活用して、ヤングケアラーに対し必要な支援に取り組まなければならない。

(支援体制の整備)

第 11 条 市は、子ども、保護者、学校、地域住民等、関係機関から、ヤングケアラーに関する相談に応じるための体制を整備するとともに、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

- 2 市は、ヤングケアラーの支援について、福祉、医療、教育その他関連分野において総合的に取り組むための連携体制を整備しなければならない。

(人材の確保等)

第 12 条 市は、ヤングケアラーの支援に関する施策を実施するための人材の確保に努めるとともに、市及び関係機関の職員の資質の向上を図るための研修等を行い、人材の育成に努めなければならない。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、ヤングケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。